

平成十年運輸省令第七十号

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に
関する法律施行規則

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に
関する法律(平成十年法律第百三十六号)第十六条第
一項第三号及び第二十三号、日本鉄道建設公団法
(昭和三十九年法律第三号)第二十四号第二項並
びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に
関する法律第二十八号の規定により読み替えられ
た日本鉄道建設公団法第三十四号の規定に基づき
並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に
関する法律を実施するため、日本国有鉄道清算事
業団の債務等の処理に関する法律施行規則を次の
ように定める。

(資金の貸付け等の認可)

第一条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支
援機構(以下「機構」という。)は、日本国有
鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律
(以下「法」という。)第十三条第四項の規定に
より同条第二項に規定する業務を行うことの認
可を受けようとするときは、次に掲げる事項を
記載した書類を国土交通大臣に提出しなければ
ならない。

- 一 貸付金の使途
- 二 貸付金の額
- 三 貸付金の額
- 四 貸付予定期日
- 五 貸付金の利率
- 六 貸付金の償還方法、償還期限及び据置期間
- 七 利息の支払の方法
- 八 その他必要な事項

2 機構は、法第十三条第四項の規定により同条
第三項に規定する業務を行うことの認可を受け
ようとするときは、次に掲げる事項を記載した
書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 交付金の使途
 - 二 交付金の額
 - 三 交付予定期日
 - 四 その他必要な事項
- 3 機構は、第一項第二号若しくは第五号から第
八号までに掲げる事項又は前項第一号若しくは
第四号に掲げる事項について変更しようとする
ときは、当該変更の理由及び内容を明らかにし
た書類を国土交通大臣に提出してその認可を受
けなければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による認可をし
ようとするときは、あらかじめ、財務大臣と協
議するものとする。

(重要な資産の範囲等)

第二条 法第十六条第一項第三号の国土交通省令
で定める重要な資産は、次に掲げる資産とす
る。

- 一 次のイからハまでに掲げる区域に応じ、そ
れぞれその面積が次のイからハまでに定める
面積以上の土地
- イ 東京都の区域内の市街化区域(都市計画
法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一
項の規定による市街化区域をいう。以下同
じ。)二千平方メートル
- ロ 埼玉県、千葉県若しくは神奈川県又は京
都府、大阪府若しくは兵庫県内の区域内の市
街化区域 五千平方メートル
- ハ イ及びロに掲げる区域以外の区域 一万
平方メートル

二 旅客会社(旅客鉄道株式会社及び日本貨物
鉄道株式会社)に関する法律(昭和六十一年法
律第八十八号)第一条第一項に規定する旅客
会社をいう。若しくは日本貨物鉄道株式会
社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株
式会社に関する法律の一部を改正する法律
(平成二十七年法律第三十六号)附則第二條
第一項に規定する新会社の株式

2 法第二十五条の規定により承継法人(同条に
規定する承継法人をいう。第六条及び第七條第
二項において同じ。)に対し土地を無償で貸し
付ける場合には、当該資産は、前項の規定にか
かわらず、法第十六条第一項第三号の国土交通
省令で定める重要な資産には該当しないもの
とする。

3 機構の理事長は、第五條第一項ただし書の規
定により土地の処分に関する契約の締結を随意
契約により行った場合には、その後最初に開催
される資産処分審議会(以下「審議会」とい
う。)に報告しなければならない。
(資産処分業務の実施の状況の報告)

第三条 機構の理事長は、毎事業年度終了後、審
議会に、当該事業年度の資産処分業務(法第十
三条第一項第二号及び第三号の業務をいう。)
の実施の状況を報告しなければならない。
(審議会の部会)

第四条 審議会は、その定めるところにより、部
会を置くことができる。
2 部会に属させる委員は、審議会の会長が指名
する。
3 部会に、部会長を置き、部会に属する委員の
互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。
5 部会長に事故があるときは、その部会に属す
る委員のうちから部会長があらかじめ指名する
者が、その職務を代理する。

6 専門の事項を調査させるため必要があるとき
は、部会に専門委員を置くことができる。
7 専門委員は、学識経験のある者又は関係行政
機関の職員のうちから、審議会の会長が委嘱す
る。
(契約方式)

第五条 法第二十三条の国土交通省令で定める方
法は、一般競争入札の方法に準じた方法とす
る。ただし、次に掲げる場合には、随意契約に
よる方法とすることができる。
一 契約が、国又は事業者、公共用、公用又
は公益事業の用に供するため必要な土地を譲
渡することを目的とする場合
二 契約が、地方公共団体に土地を譲渡するこ
とを目的とする場合(当該地方公共団体が当
該土地の全部又は一部を法人(その総株主の
議決権又は出資金額若しくは出金された金
額の二分の一を超える数又は金額が地方公共
団体により所有され、又は出資若しくは出金
をされている法人に限る。)に貸し付ける
場合を含む。)であつて、当該土地が主として
公共用、公用又は公益事業の用に供される
ものであるとき。

三 契約が、地方公共団体に土地を譲渡するこ
とを目的とする場合(当該地方公共団体が当
該土地の全部又は一部を公益事業を営む者
に貸し付ける場合を含む。)であつて、当
該土地が公益事業の用に供されるものである
とき。

四 契約が、公法人(地方公共団体を除く。)
に土地を譲渡することを目的とする場合であ
つて、当該土地が主として公共用、公用又は
公益事業の用に供されるものであるとき。
五 契約が、機構が主として住宅の用に供する
ため造成した土地をあらかじめ公示した価格
をもって公正な方法で選考された者に譲渡す
ること(主として住宅の用に供する施設を整
備した土地にあつては、当該施設と併せてあ
らかじめ公示した価格をもって公正な方法で
選考された者に譲渡すること)を目的とする
場合

六 契約が、法第二十一条第一項の規定により
機構が投資した事業(法附則第九条の規定に
よる廃止前の日本国有鉄道清算事業団法(昭
和六十一年法律第九十号。次号において「旧
事業団法」という。)第二十七條第一項の規
定により日本国有鉄道清算事業団(次号にお
いて「事業団」という。)が投資した事業及
び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援
機構法(平成十四年法律第百八十号)附則第
十六條の規定による改正前の法(次号におい
て「改正前債務等処理法」という。)第二十
一條第一項の規定により日本鉄道建設公団
(次号において「公団」という。)が投資した
事業を含む。)であつて日本国有鉄道清算事
業団の債務等の処理に関する法律施行令(平
成十年政令第三百三十五号。次号において
「令」という。)第六條第三号に掲げるものを
経営する者にその投資の目的を達成するため
必要な土地を貸し付けることを目的とする
場合

七 契約が、土地の効果的な処分を推進するた
めの特定の方法による処分を実施するため、
前号の規定により機構が土地を貸し付けた者
(附則第二條の規定による廃止前の日本国有
鉄道清算事業団法施行規則(昭和六十二年運
輸省令第二十二号)第六條第一項第六号の規
定により事業団が土地を貸し付けた者及び独
立行政法人の設立に伴う関係省令の整備に関
する省令(平成十五年国土交通省令第百九
号)第二十六條の規定による改正前の第五條
第一項第六号の規定により公団が土地を貸し
付けた者を含む。)(令第六條第一号及び第三
号に掲げる事業を併せて経営する者であつ
て、法第二十一条第一項の規定により機構が
これらの事業に投資したもの(旧事業団法第
二十七條第一項の規定により事業団がこれら
の事業に投資したものと及び改正前債務等処理
法第二十一条第一項の規定により公団がこれ
らの事業に投資したものを含む。)に限る。)に
当該貸付けに係る土地を譲渡することを目的
とする場合

八 契約が、土地の貸付けを目的とする場合で
あつて、その内容が法第十三條第一項及び第
二項に規定する業務の確実かつ円滑な実施を
妨げないものであり、かつ、その貸付期間が
一年を超えないとき。
九 契約が、法第二十五条の規定により土地を
無償で貸し付けることを目的とする場合

六 契約が、法第二十一条第一項の規定により
機構が投資した事業(法附則第九条の規定に
よる廃止前の日本国有鉄道清算事業団法(昭
和六十一年法律第九十号。次号において「旧
事業団法」という。)第二十七條第一項の規
定により日本国有鉄道清算事業団(次号にお
いて「事業団」という。)が投資した事業及
び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援
機構法(平成十四年法律第百八十号)附則第
十六條の規定による改正前の法(次号におい
て「改正前債務等処理法」という。)第二十
一條第一項の規定により日本鉄道建設公団
(次号において「公団」という。)が投資した
事業を含む。)であつて日本国有鉄道清算事
業団の債務等の処理に関する法律施行令(平
成十年政令第三百三十五号。次号において
「令」という。)第六條第三号に掲げるものを
経営する者にその投資の目的を達成するため
必要な土地を貸し付けることを目的とする
場合

十 契約が、土地を信託し、併せて当該信託の受益権の販売を委託することを目的とする場合

十一 契約が、前号の信託の受益権をあらかじめ公示した価格をもって譲渡することを目的とする場合

十二 契約が、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第八条第一項に規定する起業者に同法第十六条に規定する事業の認定を受けた事業の用に供するため必要な土地を処分し、又は同法第六十六条第一項に規定する買受権者に当該買受権に係る土地を譲渡することを目的とする場合

十三 契約が、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停に基づくものであり、又は民事訴訟法（平成八年法律第九号）による和解である場合

十四 一般競争入札の方法に準じた方法により公告を行っても入札者がいない場合であつて予定価格以上の価格で契約を締結するとき

十五 再度の入札に付しても落札者がいない場合であつて予定価格以上の価格で契約を締結するとき

十六 落札者が契約を結ばない場合であつて落札金額以上の価格で契約を締結するとき

十七 契約が、土地の譲渡を目的とする場合であつて、その予定価格が三百万円を超えないとき

十八 一般競争入札の方法に準じた方法によることが不利である場合

2 機構は、前項ただし書の規定により土地の処分に関する契約の締結を随意契約により行おうとする場合においても、同項第九号に掲げる場合その他契約の目的に照らしやむを得ない特別の事由がある場合を除き、当該土地の時価を基準とした価額によらなければならぬ。

（機構の土地に存する承継法人の事業用施設）
第六条 法第二十五条の規定により機構が承継法人に対し無償で貸し付けている土地に存する当該承継法人の事業の用に供する施設（以下この条において「事業用施設」という。）を移転する場合においては、機構及び当該承継法人は、機構が当該承継法人から事業用施設の引渡しを受けてこれを除却するものとするに伴い機構が整備し、当該承継法人に引き渡すこととなる施設の内容その他必要な事項について協議するものとする。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の特例）
第七条 機構に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項のうち法第十三条第一項から第三項までに規定する業務（次条において「特例業務」という。）に係るものは、次のとおりとする。

一 法第十三条第一項第一号の費用等の支払に関する事項
二 法第十三条第一項第二号の資産の処分に關する事項
三 法第十三条第一項第三号の宅地の造成及び関連施設の整備並びに宅地及び関連施設の管理及び譲渡に関する事項
四 法第十三条第一項第四号の権利及び義務の行使及び履行に関する事項
五 法第十三条第二項の資金の貸付けに関する事項
六 法第十三条第三項の資金の交付に関する事項
七 その他業務に関し必要な事項

2 前項第三号に掲げる事項のうち、機構が法第二十五条の規定により承継法人に対し無償で貸し付けている土地に存する当該承継法人の事業の用に供する施設の移転に関するものについては、その実施に関する基準を記載しなければならない。

第八条 法第十三条第一項から第三項までの規定により特例業務が行われる場合には、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第二百二号）第九條第一項本文中「次に掲げる業務ごと」とあるのは、「次に掲げる業務ごと及び日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第二十七条第一項の特例業務について」とする。

附則
（施行期日）
第一条 この省令は、法の施行の日（平成十年十月二十二日）から施行する。
（日本国有鉄道清算事業団法施行規則の廃止）
第二条 日本国有鉄道清算事業団法施行規則は、廃止する。
（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の特例）
第三条 法附則第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項及び第七条第一項の規定によりこれら

らの規定に規定する業務が行われる場合には、第七条第一項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を業務方法書に記載するものとする。
一 法附則第四条第一項第一号の鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券（以下この条及び次条において「特別債券」という。）の発行に関する事項
二 法附則第四条第一項第二号の特別債券の償還及び特別債券に係る利子の支払に関する事項
三 法附則第四条第一項第三号の資金の貸付けに関する事項
四 法附則第五条第一項第一号の助成金の交付に関する事項
五 法附則第五条第一項第二号の資金の出資に関する事項
六 法附則第五条第一項第三号の債権の出資に関する事項
七 法附則第六条第一項の利子補給金の支給に関する事項
八 法附則第七条第一項第一号の土地の取得に関する事項
九 法附則第七条第一項第二号の土地の処分に關する事項
十 法附則第七条第一項第三号の宅地の造成及び関連施設の整備並びに宅地及び関連施設の管理及び譲渡に関する事項

2 法附則第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項及び第七条第一項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第八条中「特例業務が行われる場合」とあるのは、「特例業務が行われる場合並びに法附則第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項及び第七条第一項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合」と、「次に掲げる業務ごと及び」とあるのは「次に掲げる業務ごと並びに」と、「第二十七条第一項の特例業務」とあるのは「第二十七条第一項の特例業務並びに同法附則第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項及び第七条第一項に規定する業務」とする。

（機構の行う特別債券の発行等の認可）
第四条 機構は、法附則第四条第二項の規定による認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 特別債券の発行の業務
- イ 特別債券の引受人
- ロ 特別債券の金額
- ハ 特別債券発行予定期日
- ニ その他必要な事項
- 二 特別債券の償還及び特別債券に係る利子の支払の業務
- イ 特別債券の償還及び特別債券に係る利子の支払に係る計画
- ロ その他必要な事項
- 三 特別債券の引受けに要する資金に充てるための無利子の資金の貸付けの業務
- イ 貸付先
- ロ 貸付金の額
- ハ 貸付予定期日
- ニ その他必要な事項
- （機構の行う会社等への助成金の交付等の認可）
第五条 機構は、法附則第五条第二項の規定による認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 法附則第五条第一項第一号に規定する助成金の交付の業務
- イ 交付先
- ロ 次に掲げる鉄道施設等（法附則第五条第一項第一号に規定する鉄道施設等をいう。以下この号において同じ。）の整備の別を明らかにした助成金の使途
- (1) 北海道旅客鉄道株式会社の輸送の安全の確立のための鉄道施設等の整備（当該会社又は鉄道施設等を当該会社に貸し付ける者が行うものであつて、国土交通大臣が告示で定めるものに限る。）
- (2) 老朽化した鉄道施設等の更新その他旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律第一条第三項に規定する会社（次条第一項第二号及び附則第七条第三号において「会社」という。）の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備（(1)に掲げるものを除く。）
- ハ 助成金の額
- ニ 助成金交付予定期日
- ホ その他必要な事項
- 二 法附則第五条第一項第二号に規定する資金の出資の業務

- イ 出資先
 - ロ 出資金の使途
 - ハ 出資金の額
 - ニ 出資予定期日
 - ホ その他必要な事項
 - 三 法附則第五条第一項第三号に規定する債権の出資の業務
 - イ 出資先
 - ロ 出資する債権の内容及び価額
 - ハ 出資予定期日
 - ニ その他必要な事項
 - 三 機構は、前項第一号ロ若しくはホ、第二号ロ若しくはハ又は第三号ニに掲げる事項について変更しようとするときは、当該変更の理由及び内容を明らかにした書類を国土交通大臣に提出してその認可を受けなければならない。
 - 3 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣と協議するものとする。
- (機構の行う利子補給金の支給の認可)
- 第六条** 機構は、法附則第六条第二項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 支給先
 - 二 支給先と当該支給先から資金の貸付けを受けた者との間で締結した当該貸付けに係る契約の内容及び締結日
 - 三 利子補給金の額
 - 四 支給予定期日
 - 五 その他必要な事項
- 2 機構は、前項第二号又は第五号に掲げる事項について変更しようとするときは、当該変更の理由及び内容を明らかにした書類を国土交通大臣に提出してその認可を受けなければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣と協議するものとする。
- (機構の行う会社の土地の取得の認可)
- 第七条** 機構は、法附則第七条第二項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 取得先
 - 二 取得しようとする土地の所在地及び面積
 - 三 前号の土地が、会社の所有する土地のうち日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八

- 十七号）第二十二條の規定により承継されたものであって、当該会社の事業の用に供されていないものであることを証する事項
 - 四 取得の対価の額
 - 五 前号の対価の支払の時期
 - 六 取得予定期日
 - 七 その他必要な事項
- (特例業務勘定から建設勘定への繰入金金の精算)
- 第八条** 機構は、法附則第八条第一項又は第三項の規定により法第二十七条第一項に規定する特例業務勘定（以下この条において単に「特例業務勘定」という。）から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十七条第二項に規定する建設勘定（以下この条において単に「建設勘定」という。）に繰入れを行った場合において、精算の結果当該繰入金に剰余を生じたときは、速やかに、その剰余額を建設勘定から特例業務勘定に繰り入れなければならない。
- 附則**（平成二二年二月二九日運輸省令第三九号）抄
- 第一条**（施行期日）
この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
- 附則**（平成一三年一月二四日国土交通省令第一三九号）
この省令は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年十二月一日）から施行する。
- 附則**（平成一四年三月二七日国土交通省令第二七号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附則**（平成一五年一〇月一日国土交通省令第一〇九号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
- 附則**（平成二三年七月二九日国土交通省令第五五号）
この省令は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。
- 附則**（平成二七年二月二八日国土交通省令第八九号）抄
この省令は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

- 附則**（平成二八年二月二九日国土交通省令第九号）
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 附則**（令和三年三月三一日国土交通省令第三二号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。
- 附則**（令和四年二月二八日国土交通省令第九号）
この省令は、公布の日から施行する。